



総合戦略

第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 位置づけ

出生率の低下によって引き起こされる人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。同法第10条において、「市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされており、野洲市では平成28年3月に「野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

令和元年度は国の総合戦略の最終年度であり、引き続き地方公共団体と一体となって、地方創生の深化に取り組むため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和元年12月20日に閣議決定されました。国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」において、「地方においても、国の『総合戦略』を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めるため、次期『地方版総合戦略』の策定を進めること」が求められており、本市においてもその趣旨を踏まえ、国や滋賀県の総合戦略を勘案した上で、「第2次野洲市総合計画」との整合を図りながら、「第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。取組にあたっては、第2次野洲市総合計画の施策・取組方針の一部を第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策として位置づけ、人口減少克服及び地方創生に向け、総合計画・総合戦略の両計画の取組を一体的に推進します。

2. 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とします。

総合戦略と総合計画の対応

第2期野洲市総合戦略の体系		対応する野洲市の総合計画・基本計画の「取組方針」
基本目標1：稼げるまちをつくとともに、安心して働けるようにする		
基本目標1-1	まちの特性に応じた、生産性が高く、稼ぐまちの実現	3-1① 事業者の操業環境の整備支援 3-1② 地域商業の基盤強化の支援 3-2① 経営基盤の強化と担い手の確保 3-2② 農産物等のブランド力向上
基本目標1-2	安心して働ける環境の実現	3-1③ 創業支援の強化と雇用の創出
基本目標2：新しいひとの流れをつくる		
基本目標2-1	移住・定着の推進	4-1① 計画的な土地利用の推進 4-1③ 良好な住宅・住環境の整備 4-1④ 未利用地の利活用促進
基本目標2-2	新しいつながりの創出	3-3① 観光情報の収集・発信の充実 3-3② 新たな観光資源の発見と環境整備 3-3③ 地域資源の活用促進 3-4② 歴史文化遺産の魅力を発信 3-4③ 他分野との連携による歴史的遺産の活用促進
基本目標3：子育ての希望をかなえる		
基本目標3-1	子育てしやすい環境の整備	1-1① 子育て家庭への支援の充実 1-1② 安心して子育てできる環境の整備 1-1③ 児童虐待の未然防止および早期発見・対応 1-3② 子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実
基本目標4：ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる		
基本目標4-1	活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保	1-4① 生涯学習・生涯スポーツの機会の提供 1-4② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援 1-4③ 文化芸術の振興 2-1① 市民の健康づくりへの支援 2-1② 地域医療体制の整備 2-2② 高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり 2-2③ 市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進 2-4② 地域と連携した福祉活動の推進 2-6① 消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実 2-6② 防犯対策の実施 4-1② 都市機能形成の推進 4-4① 防災・減災対策の整備 4-4② 総合的な防災体制・災害時応急体制の確立 4-5③ 交通安全の意識啓発の推進 4-6① 公共交通の利便性の向上
横断的な目標1：多様な人材の活躍を推進する		
横断的な目標1-1	多様なひとびとの活躍によるまちづくりの推進	5-1① 市民活動の継続的な支援 5-1② 持続可能な自治会活動への支援 5-1③ 多機関協働のための仕組みづくり
横断的な目標1-2	誰もが活躍できる社会の推進	1-5② 男女共同参画の推進 1-5③ 多文化共生の推進 2-2① 健康づくり活動と社会参加の促進 2-3① 障がい者の個別支援の充実 2-4① 市民の主体的な地域福祉活動の推進 2-5① 包括的な相談支援体制の充実
横断的な目標2：新しい時代の流れを力にする		
横断的な目標2-1	Society5.0の推進	5-3③ 先端技術の導入と電子化の推進
横断的な目標2-2	SDGsの実現などの持続可能なまちづくり	3-2③ 農地、森林、水環境の良好な保全 4-2① 自然環境の保全並びに低炭素社会の形成 4-3② 循環型社会の形成

3. 総合戦略における取組

1 基本目標1 稼げるまちをつくとともに、安心して働けるようにする

◆基本的な方向性

野洲市の特色・強みを生かした産業の振興を図り、「野洲で働きたい」と思えるまちづくりを展開します。また、創業支援や勤労者福祉の充実を図り、野洲市で働く人が安心して働ける環境を整えます。

◆数値目標

指標	基準値	目標値
昼夜間人口比率	99.2%	100%

基本目標1-1 まちの特性に応じた、生産性が高く、稼ぐまちの実現

◆基本的な方向性

京阪神方面、中京方面双方との近接性や交通インフラ*の整備状況等から、産業立地に大きな可能性を有したまちという特性を生かし、事業者が操業しやすい環境整備を支援します。また、地域を支える商店等の小規模事業者の経営安定や発展に向けた支援を行い、商業の振興を図ります。

農林水産業の経営基盤の強化や後継者の確保支援、農産物等のブランド力の向上に取り組み、農業経営の持続化と安定化を図ります。

◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
製造業付加価値額*	921 億円	1,042 億円
年間商品販売額	870 億円	990 億円
担い手への土地利用集積率	75.6%	80.0%

◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 3-1① 事業者の操業環境の整備支援
- 3-1② 地域商業の基盤強化の支援
- 3-2① 経営基盤の強化と担い手の確保
- 3-2② 農産物等のブランド力向上

基本目標1-2 安心して働ける環境の実現

◆基本的な方向性

創業を希望する人への支援を充実し、地域発の産業の拡充と雇用の創出を進めます。併せて、勤労者福祉の充実等、企業とも連携し、誰もが安心して働ける環境づくりに取り組みます。

◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
創業塾受講者数	11 人	20 人

◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 3-1③ 創業支援の強化と雇用の創出

2 基本目標2 新しいひとの流れをつくる

◆基本的な方向性

高い交通利便性を生かした快適な生活環境と、豊かな自然に囲まれたうおいある暮らしを両立できる魅力のあるまちづくりを進め、「野洲に住みたい」と思えるまちづくりを展開します。また、産業、観光、歴史文化等の各面から、地域外住民と地域住民の交流・連携を進め、「野洲に行きたい・関わりたい」と思えるまちづくりを展開します。

◆数値目標

指標	基準値	目標値
転入者数/転出者数	106.3%	100%以上

基本目標2-1 移住・定着の推進

◆基本的な方向性

地域特性や市民ニーズに合わせた計画的な土地利用の推進と、良好な住宅・住環境の整備により、市外からの移住・定着を促進します。また、空き家・空き地の利活用を促進し、土地の有効活用を図ります。

◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
活用した空き家数	0 戸	5 戸

◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 4-1① 計画的な土地利用の推進
- 4-1③ 良好な住宅・住環境の整備
- 4-1④ 未利用地の利活用促進

基本目標2-2 新しいつながりの創出

◆基本的な方向性

三上山や琵琶湖等の豊かな自然や、社寺や史跡等の豊富な地域資源の魅力を発信し、また、新たな観光資源の掘り起こしを進めることで、観光客数の増加と野洲市に関わりを持つ関係人口*の増加を図ります。

◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
観光入込客数	1,550,100 人	1,627,500 人

◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 3-3① 観光情報の収集・発信の充実
- 3-3② 新たな観光資源の発見と環境整備
- 3-3③ 地域資源の活用促進
- 3-4② 歴史文化遺産の魅力を発信
- 3-4③ 他分野との連携による歴史的遺産の活用促進

3 基本目標3 子育ての希望をかなえる

◆基本的な方向性

すべての家庭が安心して楽しく子育てができる地域づくりや、子育てと仕事を両立できる環境整備、また、困難を抱える子育て家庭への支援等に取り組み、「野洲で子育てしたい」と思えるまちづくりを展開します。

◆数値目標

指標	基準値	目標値
合計特殊出生率**	1.67	1.80

基本目標3-1 子育てしやすい環境の整備

◆基本的な方向性

保育施設の整備や保育人材の確保等により、子育てと仕事を両立できる環境整備を行うとともに、地域における子育て支援の充実を図り、安心して楽しく子育てができる環境を整備します。また、地域や関係機関との連携のもと、子育てに関する様々な困り事や不安に対する相談支援体制の充実を図ります。

◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
待機児童数(学童保育所)	0人	0人
待機児童数(未就学児)	52人	0人

◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 1-1① 子育て家庭への支援の充実
- 1-1② 安心して子育てできる環境の整備
- 1-1③ 児童虐待の未然防止及び早期発見・対応
- 1-3② 子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実

4 基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる

◆基本的な方向性

地域特性や市民ニーズを捉えながら、文化施設や医療・福祉施設等の都市機能の充実と、安全・安心な居住環境の整備により、健康で快適な生活環境を構築します。また、生涯学習やスポーツ・文化芸術活動への支援や、健康づくりや生きがいづくりの取組を推進し、「野洲で住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりを展開します。

◆数値目標

指標	基準値	目標値
野洲市に住み続けたい人の割合	69.7%	80.0%

基本目標4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

◆基本的な方向性

医療・商業等の都市機能や居住空間がまとまって立地し、拠点間及び居住地を公共交通で結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ**」の構築を図るとともに、地域の防災・減災機能や交通安全対策を強化し、誰もが安全で快適な暮らしを実現することができる環境を整備します。

子どもから大人まで誰もが生涯学習や生涯スポーツ・文化芸術活動に親しみ、楽しめるまちづくりを推進し、様々な世代の市民が心身ともに健康に生活ができる活力あるまちづくりを推進します。個人による健康づくりや生きがいづくりの支援のほか、医療・介護提供体制の整備や地域で多様な主体が支え合える環境づくりを推進し、あらゆる世代の市民が心身ともに健やかに生活できる環境づくりを推進します。

◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
主要スポーツ施設の利用者数	247,211人	276,500人
居住誘導区域 [※] 内の人口密度	58.1人/ha	58.1人/ha
災害時応援協定数	34指定	40指定
コミュニティバス利用者数	56,395人	58,000人

◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 1-4① 生涯学習・生涯スポーツの機会の提供
- 1-4② 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援
- 1-4③ 文化芸術の振興
- 2-1① 市民の健康づくりへの支援
- 2-1② 地域医療体制の整備
- 2-2② 高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり
- 2-2③ 市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進
- 2-4② 地域と連携した福祉活動の推進
- 2-6① 消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実
- 2-6② 防犯対策の実施
- 4-1② 都市機能形成の推進
- 4-4① 防災・減災対策の整備
- 4-4② 総合的な防災体制・災害時応急体制の確立
- 4-5③ 交通安全の意識啓発の推進
- 4-6① 公共交通の利便性の向上

5 横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する

◆基本的な方向性

複雑化・多様化する地域課題の解決や地域活性化に向け、市民・事業者・自治会や県・周辺市町・大学等の教育機関も含めた多様な主体の連携によるまちづくりを進めます。また、女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが気軽に地域活動やボランティア活動等へ参加し、交流できる地域づくりを進めます。

横断的な目標1-1 多様な人々の活躍によるまちづくりの推進

◆基本的な方向性

コミュニティセンター等の活動拠点の機能強化や、市民活動団体や自治会への支援の充実により、市民活動や自治会活動の活性化を図り、多様な人々が主体的に地域づくり・まちづくりに参加できる環境を整備します。

◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
市民活動団体数	201団体	230団体
コミュニティセンター利用件数(延数)	10,598件	13,800件

◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 5-1① 市民活動の継続的な支援
- 5-1② 持続可能な自治会活動への支援
- 5-1③ 多機関協働のための仕組みづくり

横断的な目標1-2 誰もが活躍できる社会の推進

◆基本的な方向性

女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが活躍できる地域社会の実現に向け、交流の拠点づくりや市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくりに取り組みます。誰もが役割と生きがいを感じながらともに生きる「地域共生社会[※]」の実現に向け、多様な主体と連携しながら取組を進めます。

◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
審議会等委員の女性比率	36.5%	40.0%
いきいき百歳体操 [※] の団体数・参加者数	53団体・1,250人	65団体・1,400人
地域福祉を推進する市民交流や懇談会の回数	—	年2回以上

◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

1-5② 男女共同参画の推進
1-5③ 多文化共生の推進
2-2① 健康づくり活動と社会参加の促進
2-3① 障がい者の個別支援の充実
2-4① 市民の主体的な地域福祉活動の推進
2-5① 包括的な相談支援体制の充実

6 横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

◆基本的な方向性

Society5.0*の推進に向け、情報通信基盤等の環境整備や新たな技術の情報収集及び実現可能性の検討を進めます。また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向け、経済・社会・環境の三側面が統合し、相乗効果を生み出すSDGs*の理念に沿い取組を推進します。

横断的な目標2-1 Society5.0の推進

◆基本的な方向性

新たな情報通信基盤の積極的導入や、官民のデータ利活用の仕組みづくりを推進し、業務プロセスの標準化や行政手続き・行政事務の電子化・ペーパーレス化等を進め、行政サービスの効率化と質の向上、さらには地域課題の解決に活用することで、地域におけるSociety5.0の推進を図ります。

◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
電子化した行政手続き数	7件	50件

◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

5-3③ 先端技術の導入と電子化の推進

横断的な目標2-2 SDGs*の実現などの持続可能なまちづくり

◆基本的な方向性

多様な主体の連携のもと、低炭素社会・循環型社会*の形成を進めるとともに、環境保全と経済発展が両立し、様々な地域課題の解決につながる持続可能な地域づくりを進めます。

◆重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値	目標値
「環境保全型農業直接支払交付金*」取組面積	967ha	1,000ha
市民一人あたりの年間ごみ排出量	273kg	257kg

◆主な取組(総合計画「取組方針」に対応)

- 3-2③ 農地、森林、水環境の良好な保全
- 4-2① 自然環境の保全並びに低炭素社会の形成
- 4-3② 循環型社会の形成